

滋賀県メディカルコントロール協議会組織図

(協議会)

【委員】

〈定数〉

30人以内

〈任期〉

2年

〈委員〉

消防法第35条の8第2項各号に掲げる者

【1号】 各消防本部(消防長)

【2号】 各圏域中核病院(院長、救命救急センター長等)

【3号】 診療に関する団体(医師会、病院協会)

【4号】 県担当課長(防災危機管理局、医療政策課、障害福祉課、保健所)

【5号】 学識経験者(滋賀医科大学)

〈会長〉

委員の互選により選出

「知事」が任命

【専門委員】

〈定数〉

定めなし

〈任期〉

任期なし(当該専門事項に関する審議が終了した時に解任)

〈専門委員〉

当該専門事項に関して知識と経験を有する者

・精神科の関係団体

・関係団体(消防長会)

・各消防本部(救急救命士)

・各地域MC協議会

「会長」が任命

(部会)

【実施基準策定部会】

〈所掌事務〉

実施基準の策定、検証に関する事項

〈構成〉

【委員】

・各圏域中核病院(院長、救命救急センター長等)

・学識経験者(滋賀医科大学)

【専門委員】

・精神科の関係団体

・各消防本部(救急救命士)

〈部会長〉

部会委員の互選により選出

【委員】および【専門委員】から
「会長」が指名

【メディカルコントロール部会】

〈所掌事務〉

病院前救護体制の向上に関する事項

〈構成〉

【委員】

・各救命救急センター

・診療に関する団体(医師会、病院協会)

・学識経験者(滋賀医科大学)

【専門委員】

・関係団体(消防長会)

・各地域MC協議会

〈部会長〉

部会委員の互選により選出